水道 事 業等に 係 る 公共 施設等 運 |営 事 業 に 関 す る計 画 に 定 8 るべ き事 項

第

民 間 資金等 \mathcal{O} 活用による公共施設等 \mathcal{O})整備: 等 \dot{O} 促進 に関 する法律 -附則第8 四条第一 項に規定する政令で定

める事項は、次に掲げる事項とするものとすること。

1

水道等公共施

設等運営事業

(法附則第四

条第

項に規定する水道事業等

(以 下

「水道事

業等」とい

- う。)に係 る公共 施 設 等運 営事 業をい う。 以下同 ľ に係る る法第十 九条第二 項各号に掲 げ る事 項
- 2 水道 等公 共 施 設 等運 営 事 業 が 開 始され た 日 (水道等公共 施 設 \$等運営 事 業 \mathcal{O} 開 始 前 に 法 附 則 第 匝 条 第
- 項の規定による繰上 一償 還 0 申 出を行う場合にあっては、 当該申出を行う日) 0) 属する年度 0 前 年度
- (以 下 「前年度」 という。 における特定水道事業等 (水道事業等のうち、 当該水道等公共 施 設 等 運

営事業に係る同 項 に規定する公共施設等を用 γ) て行われ れたも 0 をいう。 以下同じ。) \mathcal{O} 収 支 0 状況

- 3 前 年 度 12 お け る 水 道 事 業等 に · 要 し た 費用 0 額 12 対する特定水道 事 業等に要 し た費用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 割 合
- 4 水道等 公 共 施 設等 運 営営 事 業 \mathcal{O} 収 支 $\widehat{\mathcal{O}}$ 見 通
- 5 水道等公共施設等運営事業に関する維持管 1理の方針その他の水道等公共施設等運営事業に関する事

第二 旧資金運用部資金等の繰上償還に係る手続

法 附 則第四条第 項の規定による繰上償還の申出及び水道等公共施設等運営事業に関する計画の提出

は、 内閣総理大臣、 総務大臣及び財務大臣に対して行うものとすること。

内閣総理大臣、 総務大臣及び財務大臣は、 当該申出及び提出をした地方公共団体の水道事 ·業等の経営

 \mathcal{O} 健 全 化 が 特に必要であり、 カュ つ、 当該 地 方公 共 団 体 か 5 提 出 つされ た水道等公共 (施設) 等 運営 事 業 に 関 す

る 計 画 \mathcal{O} 内 容が 治当該 地 方公共 寸 体 \mathcal{O} 水道 事 業等 \mathcal{O} 健 全 カ 0 効率: 的 な運営に 相当程度資するもの であ ると

認め たときは、 遅滞 なく、 その旨を当該地方公共団体に通知するものとすること。

 \equiv 内閣総理大臣、 総務大臣及び財務大臣は、 当該通知をした場合において、 当該繰上償還に係る資金が

法 附則第四条第一 項に規定する旧公営企業金融公庫資金 (以 下 旧 公営企業金融公庫資 <u>金</u> という。)

であるときは 地方 公共 寸 体 金 融 機 構 12 対 Ų 遅滞. なく、 当該 通 知 に 係 る地 方公共団 体 (T) 繰 上償還 に応

ずるよう要請するものとすること。

兀 二の規定による通知を受けた地方公共団体は、 繰上償還の額、 繰上償還の期日その他の繰上償還を行

うために必要な事項を記載した申請書を、 当該繰上償還に係る資金が法附則第四条第一項に規定する旧

資金運用部資金である場合にあっては財務大臣に、 当該! 操上償還に係る資金が旧公営企業金融公庫資 金

である場合にあっては地方公共団体金融機構に、それぞれ提出するものとすること。

(附則第三条関係)

第三 附則

この政令は、 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律附

則第一 項ただし書に規定する規定の施行の日 (平成三十年八月一日) から施行するものとすること。

(改正令附則関係)